

2.6 水平展開

本取り組みでは、地域新電力の検討・構築にあたって行政と民間がどのような役割で協調して展開するか、また、地域貢献のあるべき姿と農林業や食産業との連携方法について、他地域に対してアドバイス、水平展開を行った。

具体的には、秋田県鹿角市、石川県加賀市、埼玉県秩父市、と意見交換を行った。これらのうち、鹿角市、加賀市および秩父市については新電力を立上げており、それぞれ行政主導で立上げを行っている。

2.7 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

2.7.1 基本計画策定の位置付け

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(農山漁村再生可能エネルギー法)は、再生可能エネルギー発電に必要な天然資源が湯沢市のような農山漁村に豊富に存在する中で、地域の発展と発電事業の発展を両立することを目的としている。

当協議会としても、積極的に検討し、秋田県で初めてとなる同法に基づいた基本計画の作成を行う。

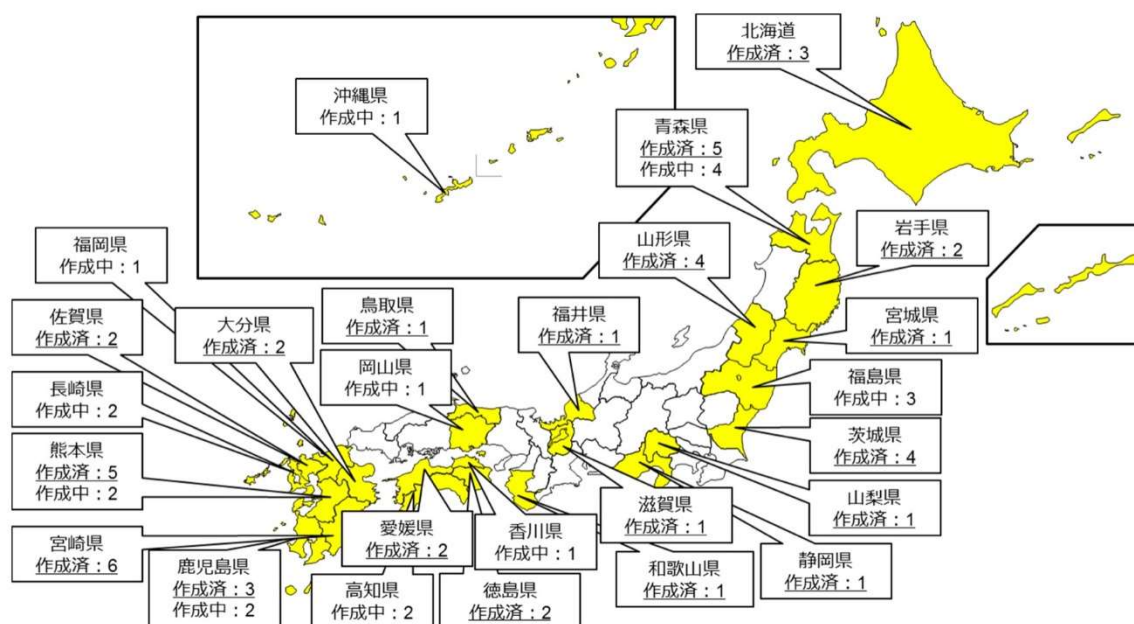


図 2-18 基本計画の取り組み状況について

出展：農林水産省 HP

2.7.2 検討体制とプロセス

当協議会は、農林水産省にて推奨される基本計画の検討推進体制に合致しており、調達部会を担当部会として協議を活用することとなった。

検討内容については、再生可能エネルギー発電所の建設が既に進捗していること、および多くが地熱発電となるため農地との関連性が薄いこと、などから基本計画の策定に障害になるのではないかと懸念された。しかし、12月12日に行われた第2回調達部会にて、農林水産省および東北農政局からの助言に基づき、懸念はないということが確認された。

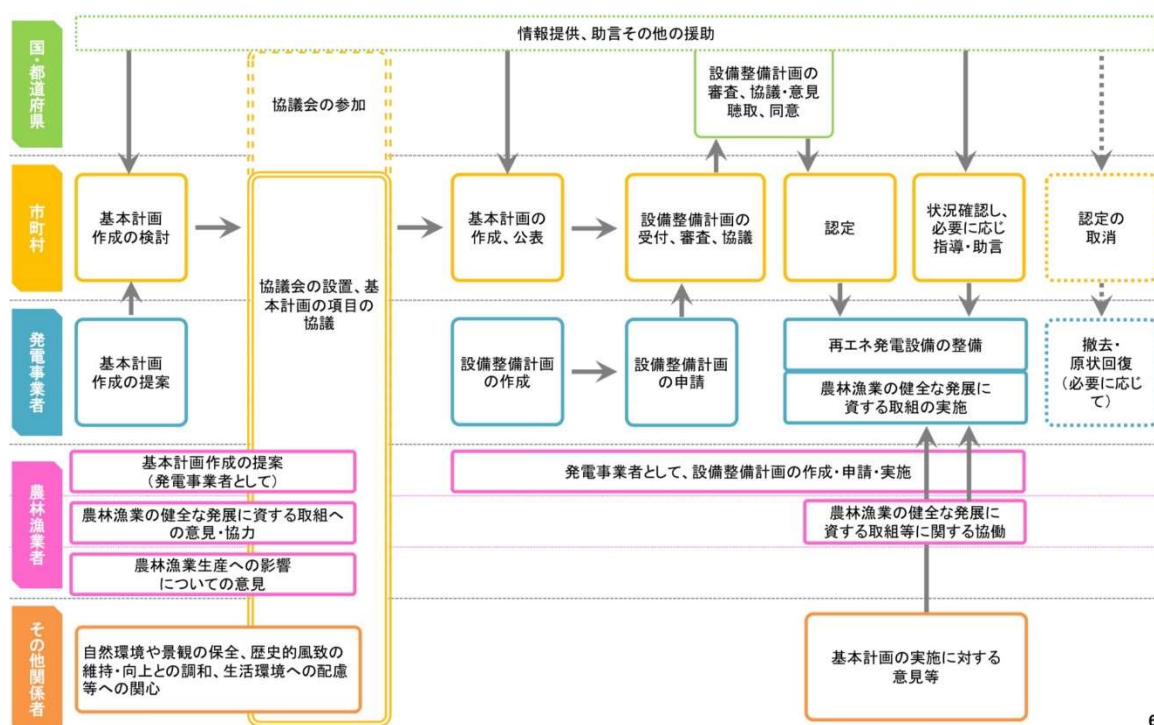


図 2-19 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取組の流れ

出展：農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成等の手引き
/農水省食料産業局再生可能エネルギーグループ(平成 28 年 9 月)

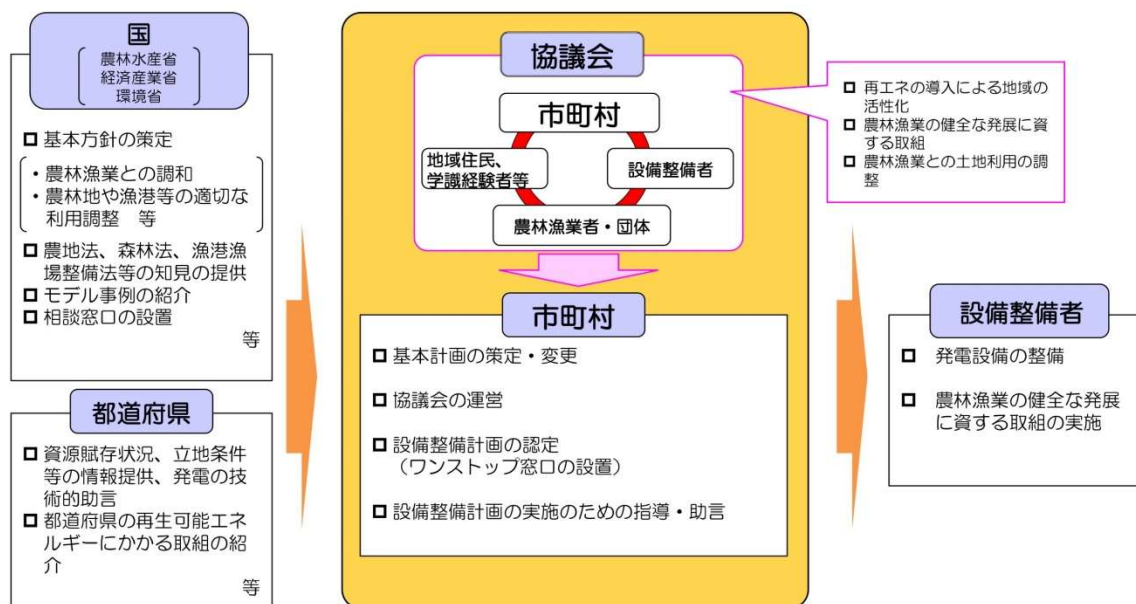


図 2-20 農山漁村再生可能エネルギー法の推進体制

出展：農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成等の手引き

/農水省食料産業局再生可能エネルギーグループ（平成 28 年 9 月）

2.7.3 検討結果

先述の通り、当該エリアにおける再生可能エネルギーについては、発電事業者と市が連携し、市の所掌でハンドリングする枠組みを構築する。この枠組みへの参加を湯沢市内で開発される再生可能エネルギー発電事業者に対して求める条件とし、当該基本計画に定めるものとする。

2.8 情報交換会

2018 年度の農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業意見交換会は、2019 年 2 月 4 日に実施された。

日時：平成 31 年 2 月 4 日（月）14:00～17:40

場所：農林水産省共用第 5 会議室

出席者：湯沢市再生可能エネルギー地産地消推進協議会（秋田県湯沢市）

信州しおじり地一域電力供給推進協議会（長野県塩尻市）

五島市再生可能エネルギー推進協議会（長崎県五島市）

地域の恵みを活かした小国町農林コミュニティ協議会（熊本県小国町）

農林水産省再生可能エネルギー室（事務局）川島補佐、石川係長、岡山係長、浅野補佐

各協議会からの取り組み進捗の報告がなされた。その後、質疑が行われたが内容については他協議会の守秘情報も含まれるため割愛する。

3 まとめと今後

3.1 全行程の取り組み概要

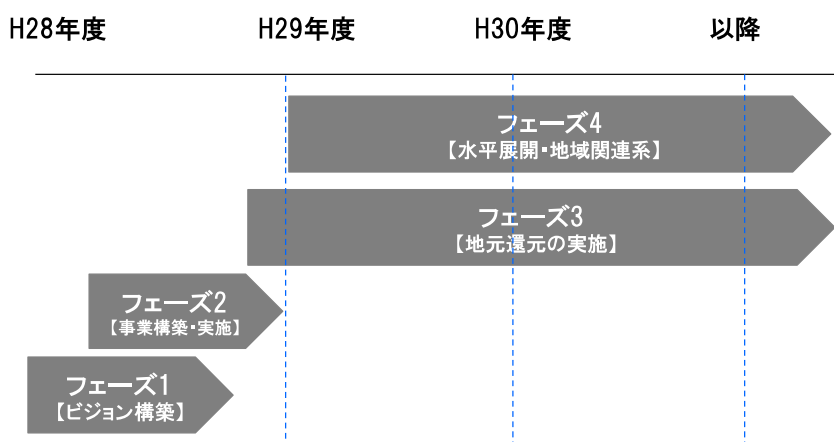


図 3-1 3カ年の事業展開イメージ

3.1.1 2016 年度の活動概要

再生可能エネルギーの地産地消に必要となるコアソリューションとなる地域新電力の検討を中心に行った。協議会の民間メンバーのうち数社が中心となり「ローカルでんき株式会社」を立ち上げるに至った。協議会は、行政が参画可能な一般社団法人による立ち上げを主案としていたが、会員の1社が株式会社を強く要望した結果、民間出資の一般企業(プライベートカンパニー)となった。

①新電力事業の検討

- ・ワークショップの実施(全6回)、新電力事業の事例、メカニズム、動向を勉強
- ・実施における効果と選択肢の共有
- ・湯沢に適した地域新電力のあるべき姿について協議

	共有事項 基礎情報＋トレンド	協議事項 選択肢の絞り込み
第1回 7/6 (事業方針)	① 新電力とは？地域新電力とは？ ② 一般的ビジネスモデルと特徴 ③ 基本モデル(電気の調達力、供給力)	① どんな地域新電力になりたいか ② どんな地域新電力から買いたいのか ③ だれが地域新電力になるとよいのか
第2回 7/20 (調達・販売)	① 電気調達は、どこから？どうやって買う？ ② 電気販売は、どこに？どうやってで売る？ ③ 湯沢のポテンシャルはどのぐらい？	① めざす電源構成は？(FIT、JEPX、JBU) ② めざす供給先は？ ③ 電気代割引、売電割増、地域活性化資金
第3回 8/3 (運営)	① エネルギーマネジメント 業務とは？ ② 運営方法の事例 ③ ローカルグッド 創成支援機構とは？	① 湯沢らしい運営方法について ② 事業目的との相性 ③ 事業主体のイメージ
第4回 8/24 (事業計画)	① WS#1～3の整理 ② 事業主体の選択肢 ③ 事業収支・感度分析	① 事業ビジョンの再確認 ② 事業主体について ③ 事業展開(事務局案)について
第5回 9/7 (先進地視察)	① 先進地の特徴 ② 湯沢地域新電力との違い ③ 課題感	確認事項(何人体制？割引率は？リスクは？儲かっている？儲けはどう使う？採用は？トレーニングは？システム費用は？近隣市町村との連携は？議会対策は？等)
第6回 10/17 (資金計画と精査)	① 前回までの振り返り＋事務局案 ② 事業計画(案)概要 ③ 運転資金発生メカニズムと準備 ④ 事業リスク	①まとめと確認 →事業立上に向けて

②先進事例となる地域新電力事業の視察、検討

- ・宮城県東松島市の一般社団法人東松島みらいとし機構を視察
- ・鳥取県米子市のローカルエナジー株式会社を視察

③法人の検討

- ・株式会社、一般社団法人、合同会社、財団法人など最適な法人格を検討。
- ・事務局案として、一般社団法人による行政も参画した新電力を推薦。
- ・協議会会員の1社が株式会社を強く要望し、自身が中心となり立上げ。
- ・地域新電力として異例の民間単独の株式会社として立上(ローカルでんき株式会社)。

④民間単独による地域エネルギー会社の立ち上げと協議会との協定

- ・相互に協力し、再生可能エネルギーの地産地消と地域新電力の円滑な運営を図り、事業収益の還元により、地域活性化や住民福祉の向上に寄与することを目的とした協定書を締結。
- ・協議会は任意法人であり、将来的には法人化を視野に入れる。

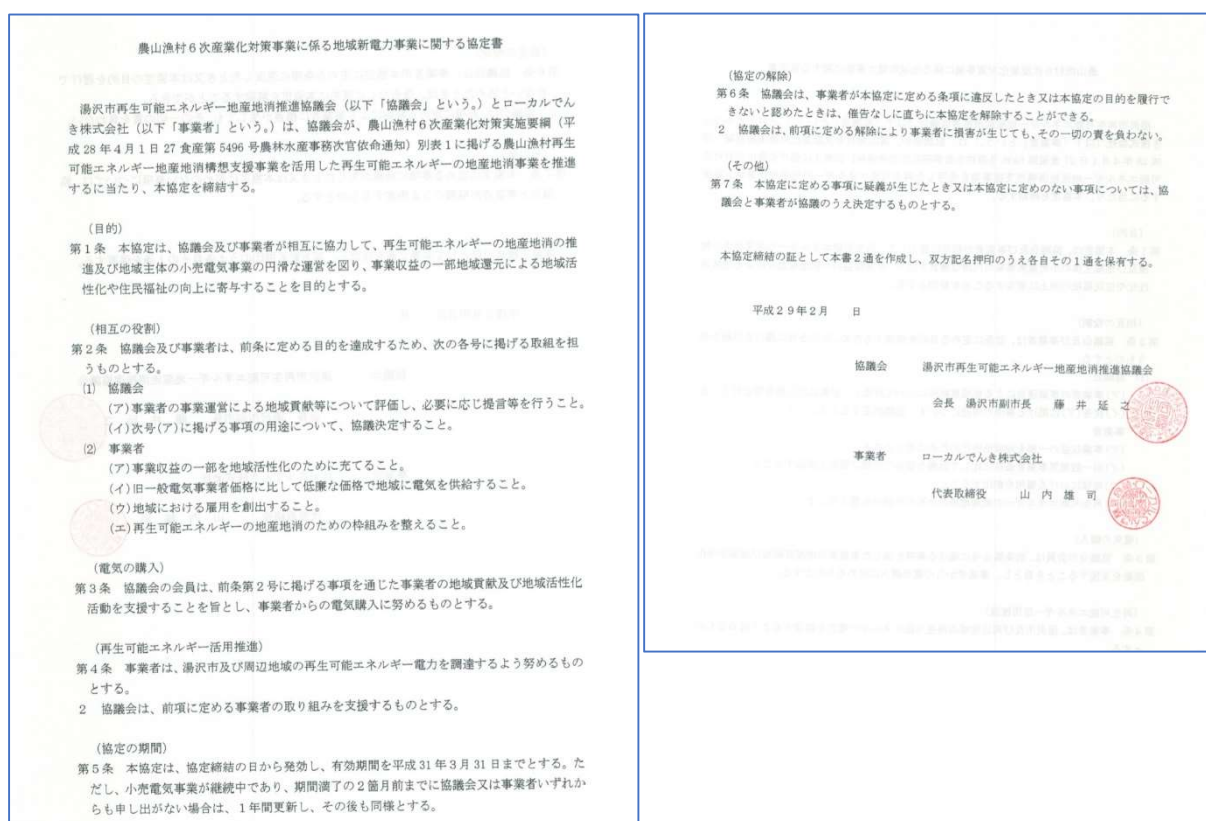


図 3-2 2016 年度に締結した協定書

3.1.2 2017 年度の活動概要

調達部会(地域再生可能エネルギーの活用)、需要部会(小売電気事業の強化)、地産地消農林業活性化部会(収益の分析、還元方法の検討)に分けてそれぞれのテーマで、検討・協議を行った。

協定書に基づき、調達状況、販売状況、経営状況の情報提供を依頼したが提示されなかった。先方の示す問題は、オープンな任意団体である協議会に経営情報を示せないこと、プライベートカンパニーであるため株主の了承が必要である事、などであった。

①調達部会

- ・ローカルでんき株式会社は自らをプライベートカンパニーと称し、同社の調達に関する情報が得られない状況に終始した。
- ・湯沢地熱や県営水力からの電力調達を地域新電力で行うことの問題点として、公平性/公益性(プライベートカンパニー)、与信、発電規模と供給規模の差、などが明らかとなった。
- ・農山漁村再エネ法に基づく基本計画は、発電施設の立地誘導が困難な地熱発電において機能しないのではないかと懸念。来年度、農政局と協議を行う方針となった。
- ・再生可能エネルギー先進地である五島市を視察。行政が再生可能エネルギーに関する専門部署を有し、行政主導で発電事業者と枠組みを作っている。洋上風力、波力発電、燃料電池ボート、電気自動車、など実証試験エリアを視察。

表 3-3 2017 調達部会の結果まとめ(2017 年度報告書より抜粋)

日時	出席者	協議ポイント
2017年11月30日	・ 松田 従三副会長 ・ 北日本索道株式会社 ・ 湯沢地熱株式会社 ・ 雄勝地域振興局地域企画課 ・ 事務局	・ 地産地消の担い手は地域新電力 ・ 需要状況から必要となる電源種類と量が把握される。地域新電力からの情報開示がなければ対応できない ・ 湯沢地熱から2点の申入。市が主導する本協議会への正式参加、および地域新電力を通じた地域貢献。
2018年2月7日	・ 松田 従三副会長 ・ ローカルでんき株式会社 ・ 北日本索道株式会社 ・ 湯沢地熱株式会社 ・ 雄勝地域振興局地域企画課 ・ 事務局	・ 市内における新規地熱発電計画における電源調達の検討 ・ 既存の行政保有電源に対して地域新電力がプライベートカンパニーである限り、単独アプローチでは難しい ・ 来年度以降、行政保有電源の獲得に向けては、市および協議会を中心に交渉を開始する。

②需要部会

- ・ 調達同様、販売先の情報、価格情報などが得られなかった。
- ・ ローカルでんき株式会社から「地産地消は営業的な売りにならない」旨の発言があり、需要家からは「期待に応えられる体制になっているのか検証が必要」との声が上がった。
- ・ 価格に関しては、「一律の割引であると説明を受け納得している」状況が明らかとなった。需要家の期待を定量化する意味でも 2018 年度に需要家アンケートを行う。
- ・ 需要家は地域活性化の議論と親和性が高いため、需要部会は来年度から地産地消農林業活性化部会の議論と統合する。

表 3-4 2017 需要部会の結果まとめ (2017 年度報告書より抜粋)

日時	出席者	協議結果
2017年11月30日	- 松田従三副会長 - 秋田銀行 湯沢支店 - 北都銀行 湯沢支店 - 湯沢商工会議所 - 事務局	- 最大の需要者である市の切換動機は、協議会で設定した地産地消/農林食活性化を前提とし、割引を第一に求めている。 - 市が契約している事が民間への波及となっている可能性がある。 - 協定書の調整または申入などで、協議会として地域新電力の経営状況/活動状況の把握は必要
2018年2月7日	- 松田従三副会長 - ローカルでんき株式会社 - 秋田銀行 湯沢支店 - 北都銀行 湯沢支店 - 湯沢商工会議所 - 事務局	- 協議会員の需要がローカルでんき社の大部分を占めている。 - ローカルでんきとして、地産地消は営業トークにならず苦慮している - 来年度は、ターゲットリストの一部を開示し、協議会にて営業支援

③地産地消農林業活性化部会

- ・ローカルでんき株式会社の経営情報が得られないため、地域活性化に資する資金額の定量化ができない状況。
- ・3名の外部講師を招き、地域活性化に資する方法論について講演、アドバイスを頂いた。(第1回 東北大学名誉教授 新妻弘明氏、第2回 一般社団法人持続可能な社会研究所 藤山浩氏、第3回 カルビー株式会社元社長 松尾雅彦氏)



図 3-5 第3回講演会の様子

3.1.3 2018 年度の活動概要

調達部会(地域再生可能エネルギーの活用)、農林食活性化部会(還元方法の検討)、地域新電力モニタリング部会(必要情報の取得)に分けてそれぞれのテーマで、検討・協議を行った。

農山漁村再エネ法の基本計画に沿った調達プラットフォームの検討、地域新電力の需要家サイドからの評価に至った。調査期間中に地域新電力と守秘契約を締結できず、最低限の開示情報を元にした。

①調達部会

- ・ 特定卸供給により、地域 FIT 発電所の電力を特定の法人が取り扱うことが可能。
- ・ 特定の法人は、透明性と公益性を有し、地域活性化資金の捻出に主眼が置ける新体制が望ましい。
- ・ これらの枠組みは、農山漁村再エネ法に基づく基本計画に紐づける。

②農林食活性化部会

- ・ 地域新電力への期待は、地域貢献が主。契約動機も 1 位が地域貢献。
- ・ 地域新電力による地域貢献の具体策として、農業法人向けの特別割引やイベント寄付などを示し、地域新電力の判断で適宜導入する。
- ・ 地域新電力からは、利益が少ないため地域活性化資金の捻出などは難しいと発言在り。

③地域新電力モニタリング部会

- ・ 協議の前提となる守秘契約を事務局から提示も事業期間中に締結に至らず。
- ・ 事業状況などの概要は提示があった。

④総会

- ・ 補助最終年度となること、任意団体の課題から発展的解消を行う。実行は 6 月の会計報告後とすることで承認。
- ・ 行政が中心となり新しい枠組みを策定する。
- ・ 農山漁村再エネ法に基づく基本計画案は、農政局と相談の上、精査し 6 月議会に説明し基本計画として策定する。

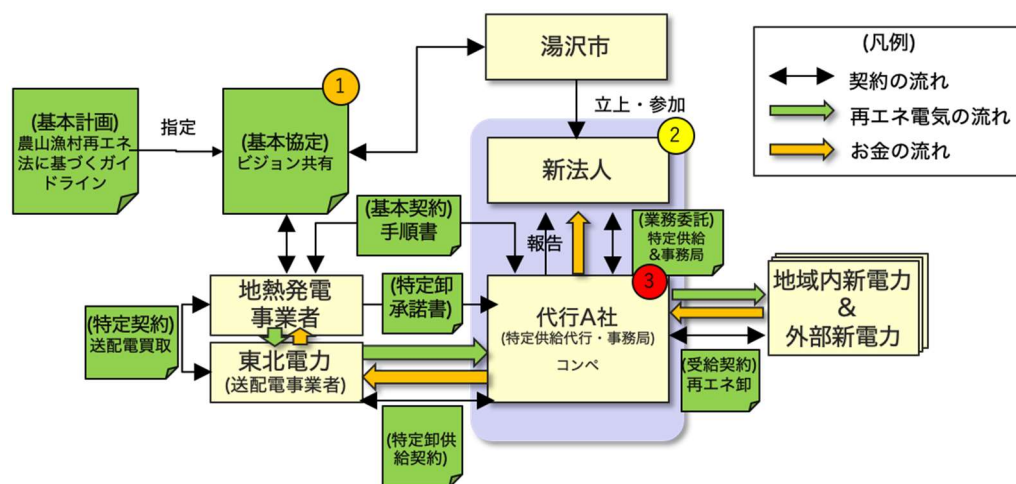


図 3-6 契約スキーム(あくまで一案)

3.2 課題と対策

2016 年からの 3 か年の協議検討結果を、当初の大目標 3 つに照らして整理すると下記のようなになる。

3.2.1 行政、発電事業者、需要家が協議する公平/公正な場の構築

現協議会は、特定の企業が招聘した 25 社の民間企業および個人にて構成される任意団体である。今までの運営によって明らかになった課題は下記。

①課題

- ・任意団体の代表(市、副市長)が立上げに関与していない一方で、事実上の運営責任を負う形となる。
- ・特定企業、およびその関係会社や出資者など、利害関係者が主な出席者となる。一方で農協など一度も参加していない団体もある(趣旨への賛同は頂いている。他の原因が考えられる)。

②対策の一案

- ・市が、発起人となり現団体を発展的解体する。
- ・市が、可能な限り利害関係者を除いた構成員で再構築する。

3.2.2 地域新電力の構築/地産地消の推進

協議会で協議した結果、市が関与しない民間単独での地域新電力が立ち上がった。

①課題

- ・地域新電力が無数の地元企業の 1 社であり、地域を必ずしも代表しない。
- ・同様の事業者が新設される可能性は否定できない。
- ・地域におけるシェアが大きい(具体的数値は明らかになっていない)
- ・地熱など再生可能エネルギーの開発は継続し、農山漁村再エネ法に基づく基本計画などをベースとした、包括的な公的枠組みが必要。

②対策の一案

- ・すべての地域新電力を公平に扱い、地域の再生可能エネルギーの地産地消を推進する
- ・市が地域再生可能エネルギーを取りまとめる新法人(公的再生可能エネルギープラットフォーム)を構築する。
- ・新法人(公的再生可能エネルギープラットフォーム)が、再生可能エネルギーの地産地消や輸出を行う。

3.2.3 地域活性化資金の捻出

地域の再生可能エネルギーの地産地消・輸出を通じて、農業、林業、食産業の活性化に資する取り組みを支援する資金の捻出を目指したが、持続性に懸念がある。

①課題

- ・民間単独の地域新電力では、株主利益の最大化が事業目的となり、地域貢献は困難。
- ・情報公開に限界があり、収益が不十分であることを理由にされた場合に、対応できない。

②対策

- ・地域貢献を主目的とした別団体で活性化用の資金を捻出する。
- ・民間単独の地域新電力に対する地域活性化資金の捻出を大きく期待しない。

3.3 今後の計画

3.3.1 任意団体の解散

公的な運営団体を目指し、現任意団体は発展的に解散する。

3.3.2 新たな枠組みの策定

市が中心となり、農山漁村再エネ法に基づく基本計画と連携した再生可能エネルギーの地産地消および輸出を行う新たな枠組みを策定する。

3.3.3 新たな枠組みでの活動

任意団体である現在の枠組みは発展的に解散し、新たに行政が起案者となり利害関係者を除いた協議会を構築する。また、農山漁村再エネ法に基づく基本計画は6月議会での説明と公表を予定している。